

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第39号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第50条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

付則第5条を次のように改める。

第5条 削除

付則第6条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

付則第15条第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第15条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規

定する譲渡をいう。)をした場合には、付則第10条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、付則第11条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、付則第11条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、付則第12条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、付則第10条、付則第11条、付則第11条の2又は付則第12条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

付則第16条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第3条の5及び付則第3条の5の2の規定の適用については、付則第3条の5

第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の5の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

付則に次の1条を加える。

(区民税の税率の特例)

第17条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第13条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第14条の規定の適用については、「前条の規定によって課する額」とあるのは、「前条の規定によって課する額に500円を加算した額」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

付則第5条の改正規定及び第3項の規定 平成25年1月1日

第50条及び付則第6条の2第1項の改正規定並びに第5項の規定 平成25年4月1日

第23条第1項ただし書の改正規定及び次項の規定 平成26年1月1日

(区民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第23条第1項ただし書の規定は、平成26年度以後の年度分の区民税について適用し、平成25年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の第36条の2に規定する退職手当等をいう。)に係るこの条例による改正前の付則第5条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の付則第16条の規定は、平成24年度以後の年度分の区

民税について適用し、平成23年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

5 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。